

議事 1

光市都市再生推進協議会について

1 協議会の目的

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）及びその実施に関し必要な協議を行うため、光市都市再生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

平成29年6月に設置

議論を通じた有識者や各種関係団体代表者等の意見の反映

会議は原則公開

2 協議会のメンバー

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

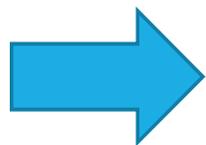
(3) その他市長が必要と認める者

(オブザーバー)

第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。



現在の立地適正化計画を改定するにあたり、地域コミュニティの意見が重要



関係するコミュニティ組織の代表者を新たに追加

3 委員の任期

「**光市立地適正化計画**」を令和5・6年度で改定予定



委員の任期は、令和6年度末まで

開催回数：年2～3回程度